

地方独立行政法人天王寺動物園 契約規則

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人天王寺動物園会計規程（以下「会計規程」という。）第32条、第33条及び第34条における契約規則として、地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、以って契約事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

(一般競争入札)

第2条 契約は一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、第11条又は第15条の規定により指名競争入札又は随意契約の方法による場合は、この限りでない。

- 2 一般競争入札に付する場合には、契約に係る公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者と契約を締結しなければならない。
- 3 必要があるときは、一般競争入札への参加資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 4 一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、契約の性質又は目的に応じて、前項の資格を有する者につき、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該入札を行わせることができる。
- 5 前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 6 必要があるときは、大阪府及び大阪市の一般競争入札の参加資格を有する者について、一般競争入札に参加させることができる。

(一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、法人のホームページに次に掲げる事項を掲載して行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合は、掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

- (1) 入札参加者の必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項

- (4) 契約条項を示す場所
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項
- 2 前項の場合において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の適用を受ける工事のうち予定価格が 500 万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条に規定する見積期間をおこななければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。

（入札保証金の納付及び還付）

- 第 4 条 一般競争入札を行うときは、入札に参加しようとする者から、その者が見積もる金額の 100 分の 2 以上の入札保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付させるものとする。
- 2 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の納付免除）

- 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加しようとする者の入札保証金の納付を免除することができる。
- (1) 入札に参加しようとする者が、大阪府及び大阪市の一般競争入札の参加資格を有する者等で、社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していると認められるとき。
 - (2) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (3) 入札に参加しようとする者が、過去の入札（国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。）において、落札後契約を確実に締結しているとき。
 - (4) 入札に参加しようとする者が、過去の契約（国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。）において、契約を誠実に履行しているとき。
- 2 前項第 2 号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（一般競争入札の予定価格等）

- 第 6 条 一般競争入札に付するときは、当該入札の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により保管し、開札の際これを開札場所に置かななければならない。ただし、入札及び契約の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第7条 一般競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結しようとするときは、予定価格の範囲内で低入札価格調査基準価格を設定することができる。

2 前項の低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があったときは、低入札価格調査委員会を設置し、当該委員会が、当該価格によってはその者が当該契約内容に適合した履行が為されないおそれがないかを審査する。

3 前項の審査の結果、当該契約の内容に適合した履行が為されると認められた者のうち、当該価格の低い者を落札者とするすることができる。

(最低制限価格による落札者の決定)

第8条 一般競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第9条 前条の規定により落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札事務を執行する職員は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(総合評価制度)

第10条 一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第32条第2項又は前2条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

2 前項の規定により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

3 前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以

下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

- 4 総合評価一般競争入札を行うとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定するとき、又は落札者決定基準を定めるときは、総務省令（平成16年7月30日第111号）で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 総合評価一般競争入札を行う場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札)

第11条 会計規程第32条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第12条 第2条第3項から第6項までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

- 2 前条の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5者以上を指名しなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第13条 第4条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(一般競争入札又は指名競争入札への入札参加停止及び除外等)

第14条 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争又は指名競争に参加させることができない。

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間は、一般競争又は指名競争に参加させないことができる。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために行う監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由無く契約を履行しなかった者
 - (6) 契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しな

い者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 3 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）を一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない。
- 4 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者を一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない。

（随意契約）

第 15 条 会計規程第 32 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき。
- (6) 契約に係る予定価格（賃貸の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が 250 万円（税込）未満であるとき。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭

和四十六年法律第六十八号) 第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) 第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。

- 2 前項第4号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第5号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 第14条の規定は、随意契約の相手方及び第17条第1項の見積書を徴収する相手方について準用する。ただし、理事長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(予定価格調書の作成と省略)

第16条 第6条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約を行うとき。
- (2) 前条第1項第6号の規定による随意契約を行うとき。

(見積書の徴収及び省略)

第17条 随意契約によるときは、なるべく2者以上から見積書を徴収しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、契約相手方を見積書を徴収して、当該価格が適当であるかどうかを検討することにより比較見積書を省略することができる。
 - (1) 特定の者でなければ履行できないもの(動物飼料の買入において、過去の同種

飼料の契約の相手方をはじめ、契約の目的物を提供できると見込んだ複数者から見積書を徴取しようとした場合において、見積書を提出した者が1者のみであったときを含む。)

- (2) 同一の品質、規格、仕様等で業者により価格が異なるもの
 - (3) 取引の実例価格を考慮して、価格が適当と認められる1件の取引価格が10万円未満のもの
 - (4) ボイラーの修理等のように事前に修理箇所の特定ができないなど、適正な見積りの比較が期待し得ないもの
 - (5) 緊急に修繕する必要がある場合で、契約金額が50万円未満のもの
 - (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第2項から第4項で規定する施設との随意契約を行うもの。
- 3 取引の実例価格を考慮して、価格が適正と認められる1件50万円未満のものについては、ホームページ、メール、電話、ファクシミリ、チラシ等により価格の見積を取り、その状況を記録することにより見積書の徴収に代えることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、契約の目的及び性質により見積書の徴収を省略することができる。
- (1) 新聞、官報、その他定期刊行物であって価格が通常定価であり、かつ、周知されているもの
 - (2) 例規等などの追録
 - (3) 定価、送料等が表示されている書籍等
 - (4) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
 - (5) あらかじめ料金が定まっている物品、会場等の購入又は賃借等

(契約書の作成)

第18条 契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

- 2 前項に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。
- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約保証金
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 履行の監督及び検査
 - (7) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
 - (8) 危険負担
 - (9) かし担保責任
 - (10) 契約の変更及び解除
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 100 万円以下（工事又は製造の請負については 150 万円以下）の契約を締結しようとするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取る時。
- (3) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。
- (4) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (5) あらかじめ料金が定まっている物品、会場等の購入又は賃借等の契約を締結しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合を除くほか、理事長が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(前払い)

第 20 条 工事請負契約により、前払いする必要があるときは、相手方が保証事業会社と前払金保証契約を締結することを条件として、契約金額の 10 分の 3 以内の範囲で前払いすることができる。

2 前項の前払いをする場合は、あらかじめ仕様書にその旨を定めることとする。

(部分払い)

第 21 条 工事又は製造その他の契約において、契約に係る既済部分に対し、完成前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、別に定める検査調書又は検収調書に基づき、工事又は製造その他の請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の購入契約にあっては、その既納部分の代価の範囲内で部分払いをすることができる。

2 前項の部分払いをする場合は、あらかじめ仕様書にその旨を定めることとする。

(契約保証金の納付)

第 22 条 契約を締結する場合には、契約の相手方から契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付させるものとする。

(契約保証金の納付免除)

第 23 条 契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、過去 2 年の間に法人、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約金額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (7) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 理事長が特に納付の必要がないと認めたとき。

2 前項第 3 号の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(監督)

第 24 条 会計規程第 34 条に規定する監督をする者(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な詳細設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第 25 条 会計規程第 34 条の規定により検査をする者(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

- 3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊、分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の作成)

第26条 検査職員は、前条の検査が完了したときは、直ちに検査調書(様式第2号・第3号)を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が40万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話並びに物品の購入に係る契約であるときは、納品書、工事完了届等に検査職員が押印することでこれに代えることができる。

(履行遅延による違約金)

第27条 契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅延となった部分の契約金額)につき年5%の割合で計算した額の違約金を徴収しなければならない。ただし、法令に特別の定めのある場合又は別に定める場合は、この限りでない。

(補則)

第28条 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。